

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 施行令の一部を改正する政令案(概要)

1. 第六十五条第二項中「九百四十一万千四百円」を「四千七十二万三千八百円」に改める。
2. この政令は、令和九年四月一日から施行する。